

高齢者ほっとプラン（第7期高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画） を策定しました

問合せ 高齢介護課高齢福祉係
介護保険係

高齢者ほっとプランとは

高齢者が安心して在宅で生活できるよう、福祉、介護保険に係るさまざまなサービスや取組みを実施していくための計画です。

それぞれの立場の代表者による「介護保険運営協議会」の意見やパブリックコメントを通じた市民の皆さんの意見を反映して作られています。

この計画では、高齢者自身が元気で生きがいを持ち、在宅生活を皆さんで支える施策を推進するとともに「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」「介護予防・生活支援」「すまいとすまい方」を切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの構築・強化を図ります。

高齢者ほっとプランは、高齢介護課、市役所1階行政情報コーナー、図書館などで閲覧できます。

計画の基本理念

- ・健康と生きがいづくり
- ・支え合う地域づくり
- ・安心して暮らせる環境づくり

計画期間 平成30～32年度

計画の目標 高齢者の元気で在宅生活をみんなで支えるまちづくり

主な施策

①健康と生きがいづくり

シルバー人材センターへの支援、高齢者教室、まちかどサロンの運営、老人クラブ活動費助成、老人憩の家の運営、介護用品の貸与・支給などの高齢者福祉サービスの充実、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯などへの支援、健康寿命を延ばすための支援、介護予防・生活支援サービス事業の実施など



②支え合う地域づくり

市民参加による地域福祉の推進、介護予防サポーターやボランティアの育成、地域包括支援センターの充実、在宅医療・介護の連携推進、家族介護者への支援、認知症高齢者地域支援体制の構築、高齢者の権利擁護と虐待防止など

③安心して暮らせる環境づくり

シルバーハウジングの整備、住宅改善費の補助、避難行動要支援者名簿の作成、日常生活用具の給付、介護保険サービスの充実など

介護保険料を変更します

問合せ 高齢介護課介護保険係

4月より65歳以上の人の介護保険料が変わります。介護保険料の額は、介護サービスに必要な費用をまかなえるように3年ごとに見直されます。

高齢者人口の増加と介護サービスの利用増加の見込みにより、平成30年度から3年間の基準となる月額額は、現行の4,600円から260円増えて4,860円になります。また、所得の低い人の負担を軽減するため、第1段階から第3段階の保険料率を現行から0.05ずつ下げています。

| 段階区分 | 対象 | 保険料率 | 保険料月額 |
|-------|---|----------|--------|
| 第1段階 | 市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金受給の人、生活保護受給の人、市町村民税世帯非課税で公的年金等収入額と合計所得金額との合計額が80万円以下の人 | 基準額×0.35 | 1,701円 |
| 第2段階 | 市町村民税世帯非課税で公的年金等収入額と合計所得金額との合計額が80万円を超え120万円以下の人 | 基準額×0.65 | 3,159円 |
| 第3段階 | 市町村民税世帯非課税で第1段階、第2段階に該当しない人 | 基準額×0.7 | 3,402円 |
| 第4段階 | 市町村民税本人非課税で公的年金等収入額と合計所得金額との合計額が80万円以下の人 | 基準額×0.85 | 4,131円 |
| 第5段階 | 市町村民税本人非課税で第4段階に該当しない人 | 基準額 | 4,860円 |
| 第6段階 | 市町村民税本人課税で合計所得金額が120万円未満の人 | 基準額×1.2 | 5,832円 |
| 第7段階 | 市町村民税本人課税で合計所得金額が120万円以上200万円未満の人 | 基準額×1.3 | 6,318円 |
| 第8段階 | 市町村民税本人課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満の人 | 基準額×1.5 | 7,290円 |
| 第9段階 | 市町村民税本人課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満の人 | 基準額×1.7 | 8,262円 |
| 第10段階 | 市町村民税本人課税で合計所得金額が400万円以上700万円未満の人 | 基準額×1.8 | 8,748円 |
| 第11段階 | 市町村民税本人課税で合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の人 | 基準額×1.9 | 9,234円 |
| 第12段階 | 市町村民税本人課税で合計所得金額が1,000万円以上の人 | 基準額×2 | 9,720円 |